

農地法第3条許可申請に伴う別段面積の見直しについて

令和4（2022）年4月1日
足利市農業委員会

農地法に基づき、耕作目的で農地を買う・借りる場合は、同法第3条第2項第5号に規定される面積要件（別段面積）を満たす必要があります。

当委員会では、次のとおり別段面積を見直しましたので、お知らせします。

【見直し後の別段面積】

農地を取得した後の全経営面積の合計が、下表の面積を超える必要があります。

地 区	面 積
三 重、山 前、葉 鹿	20 アール
旧 市、北 郷、名 草、三 和、小 俣、山 辺	30 アール
毛 野、御 厨	40 アール
富 田、矢 場 川、筑 波、久 野、梁 田	50 アール

お問い合わせ先 足利市農業委員会事務局

☎20-2238

